別　紙

令和８年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金（追加募集）に係る実施予定事業の確認について

（１）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（遊具･運動用具･教具･保健衛生用品等の設備整備）

１．対象事業者

施設類型　：幼稚園･幼稚園型認定こども園･幼保連携型認定こども園

設置者種別：学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

※今年度すでに「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」について内示を受けている幼稚園等は追加募集の対象とはなりません。

２．交付基準額

１園あたり 180 万円

３．補助率

幼　稚　園：府(国) 1/3

幼稚園型認定こども園･幼保連携型認定こども園：府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

４．補助対象期間

令和８年 12 月上旬～令和８年３月 31 日（予定）

※補助対象期間は変更となる場合があります。

※国からの内定日以降が補助対象期間となります。補助対象期間の具体的な開始日については、確定次第改めて御案内させていただきます。

※国からの内定日以前に発注･支払･納品いずれかがなされているものは補助対象外となります。

５．補助対象経費

遊具･運動用具･教具･保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）。

ただし、遊具の場合は１台 50 万円以上であること、運動用具･教具･保健衛生用品の場合は、一式の購入につき 10 万円以上であることを条件とします。

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

６．交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

７．留意事項

・本事業金の目的に沿わない経費や根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、府（国）の負担割合を 1/2 以内として補助の対象とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2 社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

（２）幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

１．対象事業者

施設類型　：幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

設置者種別：学校法人

※　実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

※　今年度すでに「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」について内示を受けている幼稚園等は追加募集の対象とはなりません。

2．交付対象基準額

１００万円（６学級以下）

１５０万円（７学級以上）

3．補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

4．補助対象期間

令和８年 12 月上旬～令和８年３月 31 日（予定）

※補助対象期間は変更となる場合があります。

※国からの内定日以降が補助対象期間となります。補助対象期間の具体的な開始日については、確定次第改めて御案内させていただきます。

※国からの内定日以前に発注・支払・納品いずれかがなされているものは補助対象外となります。

5．補助対象経費

①幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下のⅠからⅣに掲げる機能を　１つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費（システム導入に必要な端末等の備品やインターネット環境の整備等を含む）

Ⅰ．教育に係る計画・記録に関する機能

Ⅱ．園児の登園及び降園の管理に関する機能

Ⅲ．保護者等の連絡に関する機能

Ⅳ．キャッシュレス決済に関する機能

②上記機能を使用するために必要な端末等の備品の更新費用

③学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第 57 号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費。

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

〈対象となる事業の例〉

・作成した資料を保存や共有するためのシステムの導入
・教育に係る資料の作成を容易にすることのできるシステムの導入
・保護者との情報共有や連絡を円滑に行うためのシステム等の導入
・上記のシステム導入に必要なパソコン・タブレット端末等の導入やインターネット環境の整備

６．交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

７．留意事項

・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。
・システム導入に必要な Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備に係る経費も対象です。ただし、大規模な改修工事を伴う場合は対象外とします。
・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
・経費の効率的な執行の観点から、２ 社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。
・**一つの園において令和７年度以降でいずれかのシステム（Ⅰ～Ⅳおよび③）に関する補助を受けた最終年度から５年間は、同システム（Ⅰ～Ⅳおよび③）の補助を受けることができません**（やむを得ない事情による場合を除く。）。

（例）令和７年度にⅠのシステムに関する補助を受けた場合、令和８年度から令和 11 年度までⅠのシステムに関する補助は受けられませんが、Ⅱ～Ⅳ及び③のシステムに関する補助は申請可能です。